

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

2027合格目標 公務員 法律系科目対策講座 刑法 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
62	問17 肢エ 解答	エ × 無主物を持ち去っても、 遺失物等横領罪は成立しない	エ × 故意が認められず、遺失 物等横領罪は成立しない	26/4/8
	問17 肢エ 解説文2行目以降	……（刑法254条）。犯罪が成立しないにもかかわらず、犯罪が成立する と考え行為をしても、何らの犯罪も成立しない。したがって、… …	……（刑法254条）。本肢の場合、 甲は、「実際にはVが所有している 自転車を無主物であると認識して 持ち去った」ことから、「遺失物 等横領罪が成立しない」と認識 したうえで、遺失物等横領罪に 当たる実行行為を行っていること になる。この場合、遺失物等横領 罪に当たる実行行為を行うという 認識がない以上、甲には同罪の 故意が認められない。したがって、……	

以 上